

国立大学法人宇都宮大学寄附金受入規程

(趣 旨)

第1条 この規程は、国立大学法人宇都宮大学（以下「本学」という。）における寄附金の受入れに関し、必要な事項を定めるものとする。

(定 義)

第2条 この規程において寄附金とは、寄附者が国立大学法人法第22条第1項に規定する業務に資する目的で寄附する現金又は有価証券をいう。

2 この規程において「部局」とは、企画広報室、監査室、総務部、財務部、学務部、学術研究部、保健管理センター、知的財産センター、キャリア教育・就職支援センター、共通教育センター、オブティクス教育研究センター、各学内共同教育研究施設、国際学部、教育学部、農学部、工学研究科及び附属図書館をいい、「部局長」とは、これらの部局の長をいう。

(受入基準)

第3条 前条第1項に該当する寄附金であっても、次の各号に掲げる条件が付されているものは、これを受入れることができないものとする。

- 一 寄附金により取得した財産を無償で寄附者に譲渡すること。
- 二 寄附金による学術研究の結果得られた特許権、実用新案権、意匠権、商標権及び著作権並びにこれらに準ずる権利を寄附者に譲渡し、又は使用させること。
- 三 寄附金の使用について、寄附者が会計検査を行うこととされていること。
- 四 寄附申込み後、寄附者がその意思により寄附金の全部又は一部を取消することができること。
- 五 その他、学長が本学における教育研究上支障があると認める条件

2 前条第1項に該当する寄附金で、次の条件が付されているものであっても、これを受入れることができる。

- 一 貸与又は給与する学生又は生徒の範囲を定めること。
- 二 学術研究を指定すること。
- 三 寄附金によって研究した結果の簡単な報告を行うこと。
- 四 その他、学長が認めた条件

(有価証券による寄附)

第4条 次の有価証券をもってする寄附は、これを受入れることができる。

- 一 国 債
- 二 政府の保証のある債権
- 三 地方債
- 四 その他学長が認めたもの

2 前項に掲げる有価証券以外の有価証券による寄附は換金した後でなければ受入れることができない。

(寄附金の申込み)

第5条 学長は、寄附金の申込みをしようとする者（以下「寄附申込者」という。）があるときは、寄附金申込書（別紙様式1）により受理するものとする。

(寄附金受入れの決定及び通知等)

第6条 寄附金の受入れは、学長が決定するものとする。

2 学長は、前項により寄附金の受入れを決定したときは、当該部局長、出納命令役及び寄附申込者にそれぞれ通知（別紙様式2～4）するものとする。

3 部局長は、前項の通知を受けたときは教授会等にその旨報告するものとする。

(有価証券の受入れ)

第7条 寄附金が第4条第1項の各号に規定する有価証券である場合の受入れ及び取扱い等については、別に定めるところによる。

(寄附金の使途変更等)

第8条 出納命令役は、次の各号以外に該当する場合は、別紙様式5の寄附金移替（使途変更）承認申請書により学長の承認を得て移し替え又は使途変更を行うものとする。ただし、第2号又は第3号に該当する場合は、事前に寄附者の承諾を得るものとする。

一 寄附目的を達せられ、寄附金の残額が1,000円以下となった場合

二 当該寄附の使途において職員が指定されている寄附金について、当該職員が他の国立大学法人等へ異動したことに伴い、当該国立大学法人等に移し替えする場合

三 当該寄附の使途において教職員が指定されている寄附金について、本学において当該職員の指定を変更する場合

2 出納命令役は、前項の移し替え又は使途変更を行った場合は、当該部局長にその旨を通知するものとする。

3 出納命令役は、当該教職員の異動により他の国立大学法人等から寄附金の移し換えを受けるときは、学長の承認を得るものとする。

(職員が寄附金を受入れたときの取扱い)

第9条 職員が、第2条第1項に規定する寄附金を受入れたときは、当該寄附金を本学に寄附するものとする。

附 則

1 この規程は、平成17年9月20日から施行する。

2 この規程の施行の際、現に改正前の規程により申込みを受けた寄附金の取扱いについては、改正前の規程を適用する。

附 則

この規程は、平成21年1月21日から施行する。